



業務上の腰痛とは

仕事中に腰を痛めて労災請求される事案がありますが、仕事中に発生したというだけでは業務上災害と認定することはできません。痛くなった原因が業務なのか私病なのかの判断が必要となります。

労災保険では、業務上腰痛の認定をするための要件があり、

◆災害性の原因による腰痛
◆災害性の原因によらない腰痛
にわけて判断をします。

◆災害性の原因による腰痛の認定要件◆
負傷などによる腰痛で、次の2つの要件のいずれも満たすものを業務上災害と認めています。

①腰部の負傷またはその負傷の原因となった急激な力の作用が、仕事上の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められること

②腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰部の既往症もしくは基礎疾患を著しく悪化させたことと医学的に認められること

と
ここでいう、①の要件の例をあげると、

- 重量物を持つていたところ落としそうになって体を捻って支えようとした時
- 周りに荷物が置いてある狭い場所で不自然な姿勢で重量物を持ち上げた時



●持ち上げようとした荷物等が異様に重かったり軽かったりして、急激な力の作用が腰部にかかったもの
などになります。

ですから、仕事中に発症した腰痛であっても、その原因が

- 呼びかけられたので振り向いた時
- 椅子に座ったり立ったりした時
- などの日常動作によるものは、業務上災害と認められることはできません。

また腰部は常日頃から負荷がかかっている部位ですので、既往歴や基礎疾患を有する方も少なくありません。仕事中に腰痛が生じ、受診して初めて「脊柱管狭窄症」や「椎間板ヘルニア」と診断されたというケースもあります。基礎疾患や既往症がある場合は、治療が長引いたり、完全に治らなかつたりすることも多いです。労災保険での治療は、完治に至らなくても、症状が固定した状態になったら「終了」となりますので、ご注意ください。

◆災害性の原因によらない腰痛の認定要件◆

突発的な出来事が原因ではなく、重量物を取り扱う業務等腰部に過度の負担のかかる業務に従事する労働者に発症した腰痛で、作業態様、従事期間、身体的条件などからみて、業務が原因で発症したと認められるものが要件となっています。

「筋肉等の疲労を原因とした腰痛」と「骨の变化を原因とした腰痛」の2つに分けて判断をしますが、それぞれ、詳細な要件がありますので、請求をご検討の事案がある場合は、事前に監督署へご相談ください。

◆ 腰痛予防として、重量物等を扱う際に注意することはもちろんですが、普段からのストレッチが有効です。体を動かすことで腹筋や背筋を強化するとともに、腰の骨や椎間板へ血液を循環させることにより栄養を送り込み、細胞の新陳代謝を助け骨等の再生を促すことになるからです。

イラスト・源 安孝